

工 事 計 画 届 出 書

(大飯発電所第3号機の変更の工事)

関原発第534号

2020年2月25日

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番

関西電力株式会社

取締役社長 岩根

電気事業法第48条第1項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画を
届け出ます。

大飯発電所第3号機

工事計画届出書

本文及び添付書類

関西電力株式会社

目 次

	頁
I. 工事計画書	1
II. 工事工程表	4
III. 変更を必要とする理由を記載した書類	5
IV. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の認可の申請をした 年月日を記載した書類	6
V. 添付書類	7

I. 工事計画書

一 発電所

1. 発電所の名称及び位置

名称	大飯発電所
位置	福井県大飯郡おおい町大島

2. 発電所の出力及び周波数

出力	4,710,000 kW
第1号機	1,175,000 kW
第2号機	1,175,000 kW
第3号機	1,180,000 kW (今回届出分)
第4号機	1,180,000 kW
周波数	60 Hz

(一) 原子力設備

今回の変更工事のみ記載する。

5. 放射線管理設備（加圧水型原子力発電設備）

5. 1 放射線管理用計測装置に係る次の事項

(3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所及び個数

以下の設備は、既存の1号機設備であり、本工事計画で3号機設備とする。

(1/2)

変更前						変更後					
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	取付箇所	個数	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	取付箇所	個数
モニタリングステーション 〔空気吸収線量率計及び積算計〕 (1号機設備、1・2・3・4号機共用)	NaI(Tl)シンチレーション	10 nGy/h～10 ⁴ nGy/h (線量率計) (10 ⁹ -1) カウント (現地積算計) (10 ⁶ -1) nGy (中央制御室積算計)	10 nGy/h～10 ⁴ nGy/h	発電所敷地内正門付近 〔監視、警報、記録は、 現地及び1・2号機並びに 3・4号機中央制御室〕	1	モニタリングステーション 〔空気吸収線量率計及び積算計〕 (1・2・3・4号機共用)	電離箱	10 ² nGy/h～10 ⁸ nGy/h (線量率計) (10 ⁶ -1) nGy (中央制御室積算計)	なし	発電所敷地内正門付近 〔監視、記録は、 現地及び1・2号機並びに 3・4号機中央制御室〕	1
	電離箱	なし	なし								
モニタリングステーション 〔よう素濃度計〕 (1号機設備、1・2・3・4号機共用)	NaI(Tl)シンチレーション	0.1 cps～10 ⁵ cps	0.1 cps～10 ⁵ cps	発電所敷地内正門付近 〔監視、記録は現地、 警報は現地及び 1・2号機中央制御室〕	1	モニタリングステーション 〔よう素濃度計〕 (1・2・3・4号機共用)	変更なし				
モニタリングステーション 〔じんあい濃度計〕 (1号機設備、1・2・3・4号機共用)	プラスチックシンチレーション	0.1 cps～10 ⁵ cps	0.1 cps～10 ⁵ cps	発電所敷地内正門付近 〔監視、記録は現地、 警報は現地及び 1・2号機中央制御室〕	1	モニタリングステーション 〔じんあい濃度計〕 (1・2・3・4号機共用)					

変 更 前						変 更 後					
名 称	検 出 器 の 種 類	計 測 範 囲	警 報 動 作 範 囲	取 付 箇 所	個 数	名 称	検 出 器 の 種 類	計 測 範 囲	警 報 動 作 範 囲	取 付 箇 所	個 数
モニタリングポスト 〔空気吸収線量率計 及び積算計〕 (1号機設備、1・2・ 3・4号機共用)	Na I (Tl) シンチレーション	10 nGy/h～10 ⁴ nGy/h (線量率計) (10 ⁹ -1) カウント (現地積算計) (10 ⁶ -1) nGy (中央制御室積算計)	10 nGy/h～10 ⁴ nGy/h	発電所構内取水口付近、 発電所構内鯨谷、宮留、 日角浜、発電所構内大谷口 〔監視、警報、記録は、 現地及び1・2号機並びに 3・4号機中央制御室〕	5	モニタリングポスト 〔空気吸収線量率計 及び積算計〕 (1・2・3・4号機共用)			変更なし		5
	電離箱	10 ² nGy/h～10 ⁸ nGy/h (線量率計) (10 ⁶ -1) nGy (中央制御室積算計)	なし	発電所構内取水口付近、 発電所構内鯨谷、宮留、 日角浜、発電所構内大谷口 〔監視、記録は、 現地及び1・2号機並びに 3・4号機中央制御室〕							

(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「発電所構内取水口付近、発電所構内鯨谷（原水タンク付近）、宮留、日角浜、発電所構内大谷口（大谷ポンプ室付近）（監視、警報、記録は、現地及び1，2号機並びに3，4号機中央制御室）」と記載

(注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「発電所構内取水口付近、発電所構内鯨谷（原水タンク付近）、宮留、日角浜、発電所構内大谷口（大谷ポンプ室付近）（監視、記録は、現地及び1，2号機並びに3，4号機中央制御室）」と記載

II. 工事工程表

今回の工事計画は、固定式周辺モニタリング設備を1号機登録より3号機登録に変更するものであり、設備は既設設備の構造を変更することなく継続使用するものであるため、現地工事を伴わない。

今回の工程は次のとおりである。

項目		年	2020年		
		月	1月	2月	3月
放射線管理 設備	検査可能時期	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時			◇
		工事の計画に係る全ての工事が完了した時			◇

Ⅲ. 変更を必要とする理由を記載した書類

変更を必要とする理由

大飯発電所の緊急時対策所については、現在運用中の1号機及び2号機原子炉補助建屋内に設置している緊急時対策所にて「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）への適合性を確保しているものの、新たに設置する緊急時対策所建屋内にその機能を移行する計画としており、令和元年12月11日付け原規規発第1912112号をもって発電用原子炉設置変更許可を受領している。

本工事計画では、緊急時対策所機能について、現在運用中の1号機及び2号機原子炉補助建屋内から緊急時対策所建屋内に移行するにあたり、固定式周辺モニタリング設備を1号機設備から3号機設備に変更する。

IV. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の認可の申請をした年月日を記載した書類

当該事業用電気工作物に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条3の9第1項の認可の申請をした年月日は以下のとおり。

大飯発電所第3号機

工事計画認可申請書番号

関原発第383号（2019年12月12日）

V. 添付書類

「原子力発電工作物の保安に関する省令第15条第1号の規定に基づく指示について」（平成25年7月8日原規技発第1307081号・20130628商第22号）により、原子力規制委員会及び経済産業大臣から添付することを要しない旨の指示があった以下の添付書類については、添付を省略する。

省略した添付書類

- 1 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書
- 2 放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
- 3 構造図
- 4 品質保証に関する説明書